

栃木県公共図書館協会図書館資料相互貸借規約

(趣旨)

第1条 この規約は、図書館法第3条の規定に基づき、栃木県公共図書館協会に加入する 県内図書館等（以下「図書館」という。）が行う図書館資料（以下「資料」という。）の相互貸借について、必要な事項を定めるものとする。

(資料の範囲及び点数)

第2条 資料の範囲及び点数は、資料を貸し出す図書館（以下「貸出館」という。）の規定による。ただし、あらかじめ貸出館の承認を受けた場合は、この限りでない。

(資料の貸出期間)

第3条 資料の貸出期間は、貸出日から1月とする。ただし、貸出館は、自館の規定によりその期間を変更することができる。

(資料の貸借手続)

第4条 貸借の手続きは、ファクシミリ、文書、電話、口頭又は電子メールによって行う。

(資料の受渡し)

第5条 資料の受渡しは、次の各号のいずれかの方法による。

- 1 協力車
- 2 郵送
- 3 来館
- 4 その他確実な方法

(資料の利用)

第6条 借受資料の利用は、資料を借り受ける図書館（以下「借受館」という。）の規定 によるものとする。ただし、貸出館は、必要ある場合はその利用について条件を付する ことができる。

(経費の負担)

第7条 資料の貸出し又は返却等に経費を必要とするときは、借受館が負担する。

(借受館の責任)

第8条 借受館は、借り受けた資料を亡失又は破損したときは、貸出館の指定する条件で損害を賠償する。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、相互貸借に関し必要な事項は栃木県公共図書館協会長が定める。

(補則)

第10条 この規約に定めのない事項については、関係図書館が協議する。

附 則

この規約は、平成12年5月17日から施行する。

この規約は、平成19年4月19日から施行する。